

南西部地域医療圏における外来医療に係る医療供給体制の確保に向けた取組について

朝霞保健所

南西部地域医療圏において、新規開業者等に対し、地域で不足する外来医療機能を担うことに協力を求める取組を推進するため、各委員の合意を得たいと考えています。

合意頂ける場合は、「回答様式」合意欄に○を記載してください。

【取組の内容】

埼玉県地域保健医療計画（第7次）（一部変更案）に、「外来医療に係る医療体制の確保に向けた取組」として、「各区域の協議の場において合意が得られた場合には、新規開業希望者を含め区域内の医療機関に対して不足する外来医療機能を担うことへの協力を求めています。」と明記された（P37 第3章第4節）。なお、この計画は現在開会中の2月定例県議会に上程され、議決後、令和2年4月から施行される予定。

この計画に基づき、南西部地域医療圏では、次のような取組を行う。

- ①新規開業者・既存の医療機関に対して、地域で不足する外来医療機能の情報提供、協力依頼を行う。
- ②特に新規開業者に対しては、協議会への出席を促し、開業状況や地域で担うことができる役割等の説明をお願いする。協議会からは、地域で不足する外来医療機能を担うことへの協力を求める。
- ③協議会に出席できない場合には、保健所から開業状況等を報告する。

【スケジュール】

令和2年3月

令和元年度第3回協議会（メール会議）で説明・合意

(今回合意が得られた場合)

令和2年7月頃

令和2年度第1回協議会で取組の詳細を協議

令和2年10月頃

取組開始 協議会への出席依頼

令和2年11月頃

令和2年度第2回協議会で新規開業者が説明、協力依頼